

Kawasakiせいかつ保険

(団体総合生活保険)

「日常生活のリスク」を幅広く
サポートする保険

申込方法



ポイント①

川崎重エグループのスケールメリットを活かした団体割引等を適用!



ポイント②

補償を自由に選択・組合せ可能!



ポイント③

退職後も継続可能!



医療補償 既加入者の方へ

- すでにご加入の方は、再告知することで、補償対象外となっている病気を対象にすることがあります。



こんな方にオススメ!

- 新入社員、中途入社の方
- 割安な保険料で医療・がん・傷害補償を得たい方
- 今入っている保険をさらに充実させたい方



加入できる方

役員、従業員(契約社員、実習生を除く)
配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹も加入できます。



保険期間

2024年7月1日(午後4時)～2025年7月1日(午後4時)
一度加入すると、以降は毎年自動更新できます。

(注) 補償内容と保険料は年度により見直すことがあります。



各コースの補償内容

各補償項目の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、40～50ページ「特に重要なお知らせ」の「Kawasakiせいかつ保険 補償の概要等」をご覧ください。

■ 医療

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）	M1	M2	M3	M4	女性医療 付			
							M1J	M2J	M3J	M4J
疾病入院	病気(がん含む)による入院（1日目から、1入院120日限度、通算限度日数なし）	5,000円/日	●	●	●	●	●	●	●	●
疾病手術	病気(がん含む)による所定の手術を受けたとき	2.5・5・20万円	●	●	●	●	●	●	●	●
放射線治療	病気(がん含む)やケガで放射線治療を受けたとき（施術の開始日から、60日の間に1回限度）	5万円	●	●	●	●	●	●	●	●
総合先進医療	厚生労働大臣が定める先進医療（ケガによるものを含む）を受けたとき	300万円までの実額 + 一時金10万円 ^(※1)	●	●	●	●	●	●	●	●
成人病追加支払	成人病（がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）による入院・手術・放射線治療をしたとき（支払日数条件は疾病入院と同じ）	入院5,000円/日 手術2.5・5万円 放射線治療5万円	●	●			●	●		
退院後通院	病気で入院し退院後180日以内におけるその病気の治療を目的とした通院（1入院後90日限度）	2,500円/日	●		●		●		●	
女性医療 〔女性入院 ^(※2) 〕 〔女性形成治療 ^(※3) 〕	女性特有の病気（乳がん・子宮筋腫・妊娠に関連した合併症など）により入院したとき（1日目から、1入院120日限度、通算限度日数なし） ケガまたは病気による所定のはん痕形成術・変形形成術・乳房切除術のいずれかの手術を受けたとき	〔女性入院〕 5,000円/日 〔女性形成治療〕 10・20万円						●	●	●

●すでにご加入の方は、再告知することで補償対象外となっている疾病を補償対象にすることができる場合があります。

(※1) 一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。

(※2) 女性入院保険金の対象 一般に女性が罹患しやすいとされる所定の疾病（悪性新生物・良性新生物や糖尿病、心疾患等も含む）

(※3) 女性形成治療保険金の対象 ・はん痕形成術（外傷・やけど、または手術などによるはん痕（傷跡）を目立たなくする手術）
・変形形成術（後天的に変形した足ゆびを治す手術）
・乳房切除術（乳房を切除する手術）

■ がん

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）	G1	G1S	抗がん剤治療付	
					G1K	G1KS
がん入院	がんによる入院（1日目から、限度日数なし）	5,000円/日	●	●	●	●
がん手術	がんによる所定の手術を受けたとき	5・10・20万円	●	●	●	●
がん通院	がんで三大治療 ^(※) のために通院したとき（入院の有無を問わず、支払日数の制限なし） がんによる入院（日帰り入院含む）において、その前後の三大治療 ^(※) 以外のために通院したとき（1入院につき425日限度）	2,500円/日	●	●	●	●
がん退院後療養	がんによる20日以上継続入院後退院したとき	一時金10万円	●	●	●	●
がん診断一時金	がんと診断確定されたとき	一時金100万円		●		●
抗がん剤治療	抗がん剤治療を受けたとき（支払限度月数60か月）	5万円/月			●	●

(※) 三大治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療のことを指します。

■ 介護

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額
介護一時金 (独自基準追加型(要介護2))	被保険者本人が 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたとき、または 引受保険会社所定の要介護状態 ^(※) と診断され、その状態が90日を超えて継続したとき	100万円・200万円・300万円

(※) 引受保険会社所定の要介護状態については、「特に重要なお知らせ」にてご確認ください。

■ 傷害（日常生活全般コース）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
傷害入院	ケガによる入院（事故日から180日間）	3,000円/日
傷害手術	ケガによる所定の手術を受けたとき（事故日から180日以内）	1.5・3万円
傷害通院	ケガによる通院（事故日から180日間での90日限度）	2,500円/日

■ 個人賠償責任

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
個人賠償責任	他人に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき	国内無制限/国外1億円

■ 携行品損害

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
携行品損害	外出先で身の回り品 ^(※) が損害を被ったとき	20万円（免責金額5,000円/事故）

(※) 補償の対象とならない身の回り品もありますので、「特に重要なお知らせ」にてご確認ください。

■ オプション

<救援者費用>（医療、がん、介護、傷害 いずれかと合わせてご加入ください）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
救援者費用等	緊急な捜索・救助を必要とする状態に陥ったとき	500万円

<ホールインワン・アルバトロス費用>（医療、がん、介護、傷害、個人賠償 いずれかと合わせてご加入ください）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
ホールインワン・アルバトロス費用	ホールインワン・アルバトロス（国内のみ）で祝賀会、記念品等の費用がかかったとき	30万円

各コースの年齢別保険料（1口あたり/月）

◇保険料は2024年7月1日時点での満年齢で計算します。
 ◇保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は9月給与から）
 ◇本誌に載っていないコースの保険料は「特に重要なお知らせ」をご覧ください。

■ 医療（加入はいずれかのコース・1口のみ）

年齢	コース	M1	M2	M3	M4	女性医療付			
						M1J	M2J	M3J	M4J
0～4歳		390円	370円	370円	350円	450円	430円	430円	410円
5～9歳		300円	280円	280円	260円	360円	340円	340円	320円
10～14歳		280円	260円	260円	240円	340円	320円	320円	300円
15～19歳		310円	290円	290円	270円	400円	380円	380円	360円
20～24歳		440円	410円	410円	380円	630円	600円	600円	570円
25～29歳		500円	460円	450円	410円	790円	750円	740円	700円
30～34歳		540円	500円	470円	430円	880円	840円	810円	770円
35～39歳		620円	570円	510円	460円	910円	860円	800円	750円
40～44歳		730円	670円	580円	520円	1,020円	960円	870円	810円
45～49歳		1,000円	920円	760円	680円	1,370円	1,290円	1,130円	1,050円
50～54歳		1,340円	1,230円	990円	880円	1,810円	1,700円	1,460円	1,350円
55～59歳		1,970円	1,800円	1,400円	1,230円	2,610円	2,440円	2,040円	1,870円
60～64歳		2,870円	2,610円	2,030円	1,770円	3,750円	3,490円	2,910円	2,650円
65～69歳		4,060円	3,650円	2,820円	2,410円	5,330円	4,920円	4,090円	3,680円
70～74歳		5,780円	5,060円	4,030円	3,310円	7,800円	7,080円	6,050円	5,330円
75～79歳		7,390円	6,420円	5,150円	4,180円	10,320円	9,350円	8,080円	7,110円
80～84歳		9,050円	8,030円	6,230円	5,210円	12,790円	11,770円	9,970円	8,950円
85～89歳		10,040円	9,020円	6,390円	5,370円	14,510円	13,490円	10,860円	9,840円
90歳		11,880円	10,860円	7,080円	6,060円	17,070円	16,050円	12,270円	11,250円
加入口数		1口							

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 告知が必要なコース変更の場合、告知の内容によっては加入できないことがあります。

■ がん（加入はいずれかのコースのみ）

年齢	コース	G1	G1S	抗がん剤治療付	
				G1K	G1KS
0～4歳		30円	100円	40円	110円
5～9歳		30円	110円	50円	130円
10～14歳		30円	150円	50円	170円
15～19歳		30円	120円	60円	150円
20～24歳		30円	80円	80円	130円
25～29歳		50円	150円	110円	210円
30～34歳		100円	260円	200円	360円
35～39歳		160円	390円	340円	570円
40～44歳		250円	590円	560円	900円
45～49歳		370円	840円	810円	1,280円
50～54歳		460円	1,230円	1,080円	1,850円
55～59歳		680円	1,890円	1,540円	2,750円
60～64歳		1,060円	2,820円	2,270円	4,030円
65～69歳		1,440円	3,780円	3,020円	5,360円
70～74歳		1,820円	4,730円	3,850円	6,760円
75～79歳		2,050円	5,560円	4,340円	7,850円
80～84歳		2,260円	6,380円	4,540円	8,660円
85～89歳		2,390円	7,100円	4,320円	9,030円
90歳		2,530円	7,830円	4,220円	9,520円
加入口数		1口～3口		1口のみ	

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 告知の内容によっては加入・変更できないことがあります。
- 口数を増やす場合、告知の内容によっては口数を増やせないことがあります。

■ 介護 (加入はいずれかのコース・1口のみ)

年齢	コース	100万円 (KG 1)	200万円 (KG 2)	300万円 (KG 3)
0~24歳		10円	10円	10円
25~29歳		10円	10円	20円
30~34歳		10円	20円	40円
35~39歳		20円	50円	70円
40~44歳		50円	90円	140円
45~49歳		60円	110円	170円
50~54歳		80円	150円	230円
55~59歳		110円	220円	330円
60~64歳		240円	470円	710円
65~69歳		490円	980円	1,470円
70~74歳		1,080円	2,150円	3,230円
75~79歳		2,470円	4,940円	7,410円
80~84歳		4,670円	9,350円	14,020円
加入口数		1口		

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 保険期間中の変更はその変更内容によってできない場合があります。
- 保険金が支払われた場合は、その時点で被保険者の補償は終了し、次年度以降、本補償に加入できません。
- 健康状態の告知は、加入者による代理告知が可能です。

■ 傷害

	個人型	家族型	加入口数
天災補償 あり	個人型 (SY1T) 620円	家族型 (SY2T) 2,160円	1口~3口
天災補償 なし	個人型 (SY1) 550円	家族型 (SY2) 1,930円	

天災補償ありを選ぶと地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。

加入時の注意事項

- 家族型において各被保険者の保険金額は同額となります。
- 団体の構成員とご家族それぞれが「保険の対象となる方ご本人」としてご加入する場合、ご家族の保険金額が団体の構成員の保険金額を上回らないタイプおよび口数を選択してください。

■ 個人賠償責任

個人・家族型 (BA1)	加入口数
140円	1口

■ 携行品損害

個人型 (KE1)	家族型 (KE2)	加入口数
70円	100円	1口

■ オプション

	個人型 (KY1)	家族型 (KY2)	加入口数
救 援 者 費 用 等	20円	60円	1口
	個人型 (HA1)	家族型 (HA2)	加入口数
ホ ー ル イ ン ワ ン ・ ア ル バ ト ロ ス 費 用	180円	430円	1口

加入時の注意事項

それぞれの補償は以下の補償のいずれかと合わせてご加入ください。
 救援者費用等：「医療」、「がん」、「介護」、「傷害」
 ホールインワン・アルバトロス費用：「医療」、「がん」、「介護」、「傷害」、「個人賠償責任」

Kawasakiせいかつ保険ご加入にあたって

1. ご加入内容の確認

「特に重要なお知らせ」の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそって、以下の点を確認ください。

- 補償内容がご希望に合致した内容となっていること
- 加入・変更申込書の記載内容等
⇒記載内容等に誤りがある場合はKLCにお問い合わせください。
- 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）の内容

2. 被保険者になれる方

A	川崎重工グループの役員・従業員本人
B	Aの配偶者 ^(※1) ・子・両親・兄弟姉妹
C	B以外のAと同居の親族 ^(※2) （傷害家族型への加入はできません）

（※1）配偶者とは、法律上の配偶者のほか、内縁および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方^(※)を含みます（以下、同様とします。）。（※）一定の要件がありますので、詳細はKLCにお問合せください。

（※2）親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。ただし、上記Bを除きます（以下、同様とします。）。

3. 被保険者本人の年齢条件

補償の種類	年齢条件
医療・がん	2024年7月1日時点で満90歳以下の方
介護	2024年7月1日時点で満84歳以下の方
傷害・個人賠償・携行品・救援者・ホールインワン・アルパトロス	年齢条件はありません

4. 補償を受けられる範囲

補償の範囲	補償の種類	傷害・携行品・救援者・ホールインワン・アルパトロス		個人賠償責任 ^(※1)
		個人型	家族型	個人・家族型
①被保険者本人	医療 がん 介護	○	○	○
②被保険者本人の配偶者 ^(※2)			○	○
③被保険者本人または配偶者の同居の、子・両親・兄弟姉妹・親族 ^(※2)			○	○
④被保険者本人または配偶者の別居の未婚 ^(※3) の子 ^(※2)			○	○

（※1）ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、その親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となります（未成年者または責任無能力者に起因する事故に限ります。）。

（※2）傷害、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

（※3）未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

5. 保険期間と初回保険料引去月

保険期間：2024年7月1日（午後4時）～2025年7月1日（午後4時）

責任開始日：2024年7月1日（午後4時）

初回保険料引去月：2024年9月 保険開始月の2か月後の給与から毎月引去

6. 保険料控除

医療・がん・介護の保険料は介護医療保険料控除の対象です。

7. 加入者票

加入内容についてはマイページ（東京海上日動火災保険のお客様専用ページ（Webサービス））からご確認ください。

8. 退職した場合

加入者が退職等により川崎重工グループの役員・従業員でなくなった場合は、KLCまで必ずお申し出ください。退職後のご加入につきましても、在職中と同様に団体契約（OB団体契約）の取扱いになります（ただし、保険料は年払とし、個人口座からの振替とさせていただきます。）。

9. 団体契約

- (1)この保険契約は、川崎重工業株式会社が保険契約者となり、川崎重工グループの役員・従業員等を被保険者とする団体総合生活保険です。したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として川崎重工業株式会社が保有いたします。対象となる川崎重工グループ会社は31ページにてご確認ください。
- (2)団体契約の保険料については、被保険者数等に応じて団体割引等が適用されます。

10. 引受保険会社

- (1) 医療・がん・介護：東京海上日動火災保険(株)
- (2) (1)以外：東京海上日動火災保険(株)（幹事）、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- 前項(2)は上記保険会社による共同保険であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合についてはKLCにご確認ください。

11. 前年度補償内容等からの改定点

補償種類	改定項目	概要
介護補償	保険料の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
介護補償	健康状態告知書の改定	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
介護補償	付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大	現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象といたします。
個人賠償責任補償、携行品損害補償	「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。 また、分かりやすさの観点から、仕様（自発的通信機能の有無）により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ●補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 ●補償対象外とする機器(*1)：ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機 <対象特約> 携行品特約、個人賠償責任補償特約 (*1) 携行品特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。
個人賠償責任補償、携行品損害補償	「携行品特約」等における免責事由（保険金をお支払いしない場合）の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。 <対象特約> 携行品特約、個人賠償責任補償特約
医療補償・がん補償	「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。 <対象特約> がん補償基本特約、医療補償基本特約

このご案内は、2023年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

Kawasakiせいかつ保険ご加入にあたって

12. 加入者が受けられるサービス

Kawasakiせいかつ保険の加入者は、東京海上日動の下記サービスを受けることができます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

●メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

●介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: 電話介護相談 : 午前9時～午後5時
いずれも 各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時
土日祝・ 0120-428-834
年末・年始を除く

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス]www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

●デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時
いづれも 税務相談 : 午後2時～午後4時
土日祝・ 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
年末・年始を除く 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時
0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

加入者へのご連絡・お願い

- ①このKawasaki保険ガイドは、Kawasakiせいかつ保険の各種補償の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。不明な点等がございましたら、KLCまでお問い合わせください。
- ②Kawasakiせいかつ保険加入・変更申込書の告知欄には、補償の対象となる方のありのままをご記入ください。後日、告知した内容が事実と異なることが判明した場合はご加入が解除され、保険金がお支払できないことがあります。なお、お支払保険料についても払戻されないことがありますのでご注意ください。
- ③申込締切日までの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、自動更新となります。更新時には、年齢等により保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがあります。

●認知症アシスト

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

自動セット



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間: いずれも 土日祝・ 年末・年始を除く	・緊急連絡ステッカー :午前9時～午後5時
	・「認知症の人と家族の会」紹介 :午前9時～午後5時
	0120-775-677
	・脳健康度チェック :午前9時～午後5時
	0120-002-531
	・認知症介護電話相談 :午前9時～午後5時
	0120-801-276

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。

*2 ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】

「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方あらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

この目でみまもりあえる街を。



脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」

【ホームページアドレス】<https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

*本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

*本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

●ご注意ください (各サービス共通)

●ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。 ●ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。 ●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。 ●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。 ●メディカルアシストおよび介護アシストおよび認知症アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

④加入内容については、「マイページ(東京海上日動火災保険のお客様専用ページ(Webサービス))」からご覧いただき、ご意向どりの内容を確認してください。

⑤事故のご報告・ご相談は、22ページをご覧ください。

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供する旨ご留意ください。詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

⑦保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。